

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

目次

◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定(社会課)

土地改良区の役員の退任(農村整備課)

土地改良事業計画の変更の認可(〃)

土地改良事業の認可(〃)

土地改良事業の完了(〃)

地域森林計画の変更(林務課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨(二件)

政治団体の解散の届出

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇正 誤 平成三年九月鳥取県告示第六百六十五号中訂正

告 示

鳥取県告示第六百九十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

平成三年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	氏名	勤務先
眼科	伊藤 久太郎	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
眼科	富長 瑞穂	米子市東福原五七三 富長内科眼科クリニック
眼科	中尾 寛	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
眼科	山 厚志	倉吉市東昭和町一五〇 鳥取県立厚生病院

耳鼻咽喉科	職覚若しくは平衡機能障害又は音声機能若しくは言語機能若しくは聴覚機能の障害	岩下 香代子	倉吉市東昭和町一五〇 鳥取県立厚生病院
整形外科	肢体不自由	森本 兼人	米子市皆生新田三二七―八 皆生温泉病院
神経内科	肢体不自由	金藤 大三	鳥取市三津八七六 国立療養所西鳥取病院
外科	心臓、呼吸器又はぼうこう若しくは直腸の機能の障害	吹野 俊介	倉吉市東昭和町一五〇 鳥取県立厚生病院
泌尿器科	じん臓又はぼうこう若しくは直腸の機能の障害	田丸 俊三	米子市西町三六一―一 鳥取大学医学部附属病院
泌尿器科	じん臓又はぼうこう若しくは直腸の機能の障害	嶋本 司	米子市西町三六一―一 鳥取大学医学部附属病院
内科	呼吸器の機能の障害	鱒岡 直人	鳥取市三津八七六 国立療養所西鳥取病院

鳥取県告示第六百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大伊土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 大谷 具己 八頭郡船岡町大字橋本三六九

平成三年九月二十二日退任

鳥取県告示第六百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大伊土地改良区が行う土地改良事業（土地改良施設維持管理事業大伊地区維持管理）に係る土地改良事業計画の変更を平成三年九月二十七日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成三年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）桜地区区画整理）を平成

三年九月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
境港市	団体営農道整備事業渡東地区農道整備	平成三年九月十日

鳥取県告示第七百号

森林法等の一部を改正する法律（平成三年法律第三十八号）附則第三条第二項の規定に基づき、地域森林計画を変更したので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第六項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

千代川森林計画区、天神川森林計画区及び日野川森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書及び計画図

二 縦覧に供する期間

平成三年十月一日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一に掲げる森林計画区を所管する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第七百一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年三月二十五日 鳥取県指令受都計三一三第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡家町大字宮谷字下細田、字下六反田及び字エナ塚

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目五二

森本興産株式会社

代表取締役 森本美明

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成三年十月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	その他
後藤一行後援会	後藤 敏彦	加納 吉蔵	西伯郡日吉津村大字日吉津三一三	平成三年三月四日	その政治団体

明るい関金町を創る会	山城 馨	岸本 達子	東伯郡関金町大字大鳥居九一―一	平成三年三月七日	"
塚田勝美後援会	細田 英	塚田 繁美	西伯郡西伯町大字東上四九	平成三年三月十三日	"
遠藤克之後援会	西尾 武	尾崎 裕幸	八頭郡八東町大字安井宿四三四	平成三年三月十五日	"
倉信定雄後援会	谷口 稔	竹内 秀雄	八頭郡河原町大字天神原四五七―一	"	"
中本実夫後援会	戸田 爲夫	中本 亀藏	米子市尾高一二二七―一	平成三年三月二十日	"
井上茂男後援会	鷺見 英雄	山口 実満	気高郡鹿野町大字鹿野一六三八	平成三年三月二十日	"
山本設男後援会	馬場崎芳雄	山根 晴信	八頭郡八東町大字北山二二二	平成三年四月八日	"
岡本武士後援会	吉木 竹義	高橋 章	米子市万能町一七二	平成三年四月十一日	"
佐々木周子後援会	久古 勝正	安達 幸博	日野郡日野町根南七七九一	平成三年四月十二日	"
中嶋哲美後援会	細田 福治	中嶋 克人	八頭郡八東町大字小別府四七二	"	"
伊藤勲後援会	大久保 茂	矢部 道明	八頭郡八東町大字富枝四九	平成三年四月十九日	"
福田聰後援会	岡本 武夫	福田 桂子	岩美郡国府町大字岡益三〇三	平成三年四月二十三日	"
村尾馨後援会	松川善之助	村尾 恭子	岩美郡国府町大字中河原七八―三	"	"
中村弘行後援会	坂口 勝利	中村 芳子	岩美郡国府町新通り二丁目三五四	平成三年四月二十四日	"
岡田浩四郎後援会	高田 正利	安富 岑生	気高郡鹿野町大字鹿野一〇〇二	平成三年四月二十五日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第七十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成三年十月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
日本共産党鳥取県東部地区委員会	代表者の氏名	鷺見 節夫	東田 久	平成三年三月六日	政党の支部
自由民主党鳥取県自動車販売支部	会計責任者の氏名	富谷 行夫	鷺見 節夫	平成三年三月十九日	"
自由民主党鳥取市美保支部	主たる事務所の所在地	石原 泰紀	山本 武生	平成三年三月二十三日	"
"	代表者の氏名	宮部 保己	有本健太郎	"	"
"	会計責任者の氏名	三谷 傳	宮部 保己	"	"
自由民主党鳥取市美穂支部	"	寛 泰雄	大西 孝雄	平成三年四月五日	"
表雅男後援会	"	土橋 恵子	西谷 晃	平成三年三月四日	その他政治団体
高木敏幸後援会	代表者の氏名	高橋 清徳	坂口 清一	平成三年三月十一日	"

政治団体の名称	政治団体の名称	野田 芳勝	松岡 篤男	平成三年三月十五日	"
梅林としふみ後援会	政治団体の名称	梅林としふみ後援会	梅林稔史後援会	"	"
"	主たる事務所の所在地	米子市立町四丁目八六―五	米子市灘町一丁目一	"	"
小出英一後援会	"	鳥取市若葉台南六丁目九―一八	鳥取市卯垣三丁目一五九	平成三年三月二十日	"
二一世紀を考える会	"	倉吉市山根五八八―三	倉吉市向山九四―一〇〇	平成三年三月三十日	"
全日本不動産政治連盟鳥取県支部	"	鳥取市川端五丁目二一―一	鳥取市二階町四丁目二〇三	平成三年四月一日	"
鳥取県中小企業政治協会	政治団体の名称	鳥取県中小企業政治協会	鳥取県中小企業政治協議会	平成三年四月二日	"
竹森康真後援会	代表者の氏名	岡田 一公	田中 修	平成三年四月五日	"
石破しげる後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市戎町四一九	鳥取市戎町四一九	平成三年四月十一日	"
石破しげる東部後援会	"	鳥取市戎町四一九	鳥取市戎町四一九	"	"
石破茂政経懇話会	"	鳥取市戎町四一九	鳥取市戎町四一九	"	"
岩見誠次後援会	"	岩美郡岩美町大字岩本一五二―一二	岩美郡岩美町大字浦富一〇三四―一七	平成三年四月十六日	"
梶稔後援会	会計責任者の氏名	清水 忠司	古田 富高	平成三年四月二十二日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規

定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成三年十月一日

選挙区 選挙区委員委員長 尾 藤 義 男

政治団体の収支報告書の要旨

◎政党の支部

期間 平成元年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 **自由民主党大栄町支部**

組織活動費 37,000円

報告年月日 平成3年3月22日

合 計 37,000円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 65,456円

ア 前年繰越額 35,456円

イ 本年収入額 30,000円

(2) 支出総額 37,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

その他の収入

10万円未満の収入 30,000円

合 計 30,000円

(2) 支出の内訳

政治活動費

◎その他の政治団体

期間 平成元年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 **田中邦男後援会**

報告年月日 平成3年3月8日

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 **ふじ花会**

報告年月日 平成3年3月14日

収入・支出の総額

(1) 収入総額 207,500円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 207,500円

(2) 支出総額 164,015円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

個人の負担する党費又は
会費(115人) 57,500円

寄附(内訳別掲)

個人からの寄附 150,000円

合 計 207,500円

〔寄附の内訳〕

個人からの寄附

その他 150,000円

(2) 支出の内訳

政治活動費

組織活動費 164,015円

合 計 164,015円

政治団体の名称 **藪内明後援会**

報告年月日 平成3年3月16日

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 **足立光徳後援会**

報告年月日 平成3年3月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 107,159円

ア 前年繰越額 7,159円

イ 本年収入額 100,000円

(2) 支出総額 103,988円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附(内訳別掲)		2 収入・支出の内訳		個人の負担する党費又は 会費(113人)		個人の負担する党費又は 会費(200人)	
個人からの寄附	100,000円	(1) 収入の内訳	寄附(内訳別掲)	個人からの寄附	50,000円	合 計	40,000円
合 計	100,000円	個人からの寄附	100,000円	合 計	116,200円	(2) 支出の内訳	政治活動費
〔寄附の内訳〕		合 計	100,000円	〔寄附の内訳〕		組織活動費	3,000円
個人からの寄附		個人からの寄附		個人からの寄附		機関紙誌の発行 その他の事業費	37,000円
その他	100,000円	その他	100,000円	その他	50,000円	機関紙誌の発行 その他の事業費	37,000円
(2) 支出の内訳		(2) 支出の内訳	政治活動費	(2) 支出の内訳		小 計	40,000円
経常経費		政治活動費		政治活動費		合 計	40,000円
備費・消耗品費	13,865円	その他の事業費	88,566円	その他の事業費	128,060円	政治団体の名称	大川正夫後援会
事務所費	39,270円	宣伝事業費	88,566円	その他の事業費	128,060円	報告年月日	平成3年4月1日
小 計	53,135円	合 計	88,566円	合 計	128,060円	収入・支出の総額	
政治活動費		政治団体の名称	竹本憲治後援会	政治団体の名称	穂久仙十郎後援会	1 収入総額	40,000円
組織活動費	41,390円	報告年月日	平成3年3月30日	報告年月日	平成3年4月1日	(1) 前年繰越額	504,000円
その他の経費	9,463円	1 収入・支出の総額	138,058円	1 収入・支出の総額	40,000円	(2) 本年収入額	0円
小 計	50,853円	(1) 収入総額	21,858円	(1) 収入総額	0円	2 支出総額	0円
合 計	103,988円	ア 前年繰越額	116,200円	ア 前年繰越額	40,000円	政治団体の名称	坂田しずお後援会
政治団体の名称	田中幹啓後援会	イ 本年収入額	128,060円	イ 本年収入額	40,000円	報告年月日	平成3年4月1日
報告年月日	平成3年3月25日	2 収入・支出の内訳		2 収入・支出の内訳		収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入の内訳		(1) 収入の内訳		1 収入総額	0円
(1) 収入総額	100,000円						
ア 前年繰越額	0円						
イ 本年収入額	100,000円						
(2) 支出総額	88,566円						

2 支出総額	0円	政治団体の名称 宮脇準一後援会	報告年月日 平成3年4月1日	◎その他の政治団体	政治団体の名称 赤川哲夫後援会	7 前年繰越額 0円
政治団体の名称 松壽塾鳥取県本部		1 収入・支出の総額	566円	報告年月日 平成3年3月7日 (平成元年8月6日解散)	1 本年収入額 2,247,561円	
報告年月日 平成3年4月1日		(1) 収入総額	566円	1 収入・支出の総額	2 支出総額 2,247,561円	
収入・支出の総額		7 前年繰越額	0円	1 収入総額 70,000円	2 収入・支出の内訳	
1 収入総額	0円	1 本年収入額	0円	7 前年繰越額 70,000円	(1) 収入の内訳	
2 支出総額	0円	(2) 支出総額	566円	1 本年収入額 0円	2 収入の内訳	
政治団体の名称 全日本不動産政治連盟鳥取県支部		2 支出の内訳	566円	2 支出の内訳	個人からの寄附 (内訳別掲)	
報告年月日 平成3年4月1日		経常経費	566円	経常経費	個人からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (住所)	
収入・支出の総額		備品・消耗品費	566円	人件費	高橋 篤史 1,500,000円 日南町	
1 収入総額	0円	合 計	566円	光熱水費	その他 747,561円	
2 支出総額	0円			事務所費	小 計 2,247,561円	
鳥取県選挙管理委員会第三十八号		政治活動費	30,000円	その他の経費	(2) 支出の内訳	
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十二條第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。		その他の経費	70,000円	合 計	経常経費 405,000円	
平成三年十月一日				政治団体の名称 高橋篤史後援会	人件費 92,093円	
鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男		政治団体の名称 高橋篤史後援会		報告年月日 平成3年3月12日 (平成2年12月31日解散)	光熱水費 116,158円	
政治団体の収支報告書の要旨		1 収入・支出の総額	2,247,561円	事務所費	小 計 1,922,727円	
		(1) 収入総額		政治活動費		

組織活動費 合 計	1,024,834円 2,247,561円	政治団体の名称 早川芳忠とともに 明るい倉吉を創る 会	報告年月日 平成3年3月25日 (平成3年3月20日解散)	収入・支出の総額	0円
1 収入総額	0円	1 収入・支出の総額	15,495円	2 支出の内訳	0円
2 支出総額	0円	(1) 収入総額	15,495円	2 支出の内訳	0円
政治団体の名称 宮脇準一後援会		ア 前年繰越額	0円	イ 本年収入額	0円
報告年月日 平成3年4月1日 (平成2年3月25日解散)		イ 本年収入額	0円	(2) 支出総額	15,495円
収入・支出の総額	0円	組織活動費	15,495円	合 計	15,495円
1 収入総額	0円	政治団体の名称 福田鷹幸後援会		政治団体の名称 御船積後援会	
2 支出総額	0円	報告年月日 平成3年4月5日 (平成2年12月31日解散)		報告年月日 平成3年4月10日 (平成2年12月31日解散)	
政治団体の名称 竹内有後援会		収入・支出の総額	0円	収入・支出の総額	0円
報告年月日 平成3年4月2日 (平成3年3月31日解散)		1 収入総額	0円	1 収入総額	0円
収入・支出の総額	0円	2 支出総額	0円	2 支出総額	0円
1 収入総額	0円				
2 支出総額	0円				

鳥取県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年十月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
赤川哲夫後援会	福留 徳善	野間 護	西伯郡中山町樋口一四二	平成三年三月七日	その他政治団体
高橋篤史後援会	足羽 茂秋	田淵 泰雄	日野郡日南町生山七〇九	平成三年三月十二日	"
早川芳忠とともに明るい倉吉を創る会	早川 喜久	河原 潤	倉吉市長谷町一八〇〇	平成三年三月二十五日	"
宮脇準一後援会	西尾 英次	本城 泰志	鳥取市長谷五一八	平成三年四月一日	"
竹内有後援会	築谷 隼雄	吉田 唯義	境港市末広町一	平成三年四月二日	"
福田鷹幸後援会	福田 芳夫	田中 毅	鳥取市桂壽二四四一	平成三年四月五日	"
御船積後援会	藤井 啓	麻田 寛一	東伯郡三朝町大字三朝八九五	平成三年四月十日	"

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年十月一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ペンギンハウスⅡ	株式会社三洋物産
"	ゴールドラッシュ	"
"	ゴールドラッシュⅡ	"
"	ホエロノロックⅡ	"
"	ジャイアントチームⅡ	"
"	サヤシギナルズ	"

"	グリーナム 2	株式会社ヒューマン
"	ダンソンズ金ちゃん	"
"	Liberty III	興村遊藝株式会社

正 誤

平成三年九月鳥取県告示第六百六十五号（開発行為に関する工事の完了について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 三

段 上

誤 鳥取市行徳は一一四

株式会社藤原組

取締役社長 藤原悦雄

正 鳥取市安長七一

株式会社藤原組

取締役社長 藤原 正

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】